

第 2 2 期第 1 7 回福岡県豊前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和 6 年 7 月 2 5 日（木） 1 4 : 0 0 ~

2 場 所 豊前海水産会館
(京都郡苅田町磯浜町 1-2-6 TEL 093-434-1704)

3 議 題

(1) 豊前海区における新規許可に係る制限措置等について（諮問）

資料 1

(2) 第 2 2 期第 4 回周防灘三県連合海区漁業調整員会について（協議）

資料 2

(3) 周防灘・伊予灘におけるいかこぎ漁業等の取扱いに関する確認書について
(協議)

資料 3

(4) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について
(協議)

資料 4

(5) その他

資 料 1

(22-17 豊前漁調委)
(令和6年7月25日)

6 漁管第 6 6 4 号
令和 6 年 7 月 1 1 日

福岡県豊前海区漁業調整委員会
会 長 江 口 猛 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局漁業管理課)



豊前海区における知事許可漁業の新規許可に係る
制限措置等について (諮問)

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」とい
う。）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条（以下「第 42 条」と
いう。）第 1 項及び福岡県漁業調整規則（令和 2 年福岡県規則第 62 号。以下
「規則」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置の
内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第 42 条第 3 項及び規則第 11 条第
3 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び福岡県漁業調整規則第11条第1項に基づく公示（福岡豊前）

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置（県内分）

漁業種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可する隻数	漁業を営む者の資格
小型機船底びき網漁業	手繰第二種なまこぎ網漁業	福岡県豊前海区海面	11月16日から翌年3月15日まで	総トン数2トン以下：48kW（調整15馬力）以下 総トン数5トン未満：10kW（調整7馬力）以下	5トン未満	4	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者 同一世帯に他種の小型機船底びき網漁業の許可を受有する者がいない者
さし網漁業	さわら流しさし網漁業	福岡県豊前海区海面	1月1日から12月31日まで	-	-	1	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者
固定式さし網漁業	一重建網漁業	福岡県豊前海区海面	1月1日から12月31日まで	-	-	6	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者
固定式さし網漁業	三重建網漁業	福岡県豊前海区海面	1月1日から12月31日まで	-	-	5	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者
延なわ漁業	延なわ漁業	福岡県豊前海区海面	1月1日から12月31日まで	-	-	1	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者
かご漁業	かにかご漁業	福岡県豊前海区海面	1月1日から12月31日まで	-	-	1	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年8月1日から令和6年8月31日まで

第22期第4回周防灘三県連合海区漁業調整委員会

日 時 : 令和6年7月31日(水) 14時00分から

場 所 : 山口県庁10階 漁業調整委員会室

(山口県山口市滝町1番1号)

豊前海水産会館 3階大会議室

(福岡県京都郡苅田町磯浜町1丁目2番6号)

大分県庁舎本館22会議室

(大分県大分市大手町3丁目1番1号)

※各県毎の会場からウェブ上で委員会に出席

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

第1号議案 周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業の操業始期
について

第2号議案 周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業とふぐ延な
わ漁業の操業調整に関する委員会指示について

4 その他

5 閉 会

第 1 号議案 周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業の操業 始期について（案）

共通海域においては「11月10日」からとする。

専管海域においては、大分県が「10月8日」、福岡県が「11月8日」、山口県が「11月10日」からとする。

第2号議案 周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業と ふぐ延なわ漁業の操業調整に関する委員会指示について(案)

6 三県連漁調指示第1号

周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業とふぐ延なわ漁業との円滑な操業調整を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、下記のとおり指示する。

令和6年 月 日

周防灘三県連合海区漁業調整委員会
会 長 本庄 新

記

周防灘における山口・福岡・大分三県間の小型機船底びき網漁業の調整に関する協定（令和5年8月8日、山口・福岡・大分三県知事間で締結された協定）に基づく共通海域のうち、次に掲げる適用海域内における小型機船底びき網手繰第三種漁業（共同漁業権に基づく手繰第三種漁業を含む。以下同じ。）とふぐ延なわ漁業の操業について次のように定める。

1 適用海域

次の、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ5直線によって囲まれた区域
点の位置

イ 旧周防灘航路第2号灯浮標（世界測地系：北緯33度49分22秒、東経131度23分39秒）

ロ 旧周防灘航路第4号灯浮標（世界測地系：北緯33度47分18秒、東経131度35分27秒）

ハ 旧周防灘航路第4号灯浮標（世界測地系：北緯33度47分18秒、東経131度35分27秒）と山口県周南市大津島五ツ島を結んだ線と、次のニの点と、大分県東国東郡姫島村丸石鼻突端と山口県光市室積村杵崎西端を結んだ線と山口県防府市佐波島頂上と山口県熊毛郡上関町小祝島西端を結んだ線との交点を結んだ線との交点

ニ 山口県防府市タズノ鼻突端と大分県東国東郡姫島村観音埼突端を結んだ線と、山口県防府市竜ヶ崎突端と大分県国東市国見町竹田津琵琶埼突端を結んだ線との交点

ホ ニの点と山口県宇部市丸尾崎東端と大分県宇佐市長州漁港導流堤灯台を結んだ線と山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県東国東郡姫島村三ツ石鼻西端を結んだ線との交点を結んだ線と、山口県防府市佐波島頂上とイの点を結んだ線との交点

2 漁業種類及び期間

11月 日から11月30日までの間、上記適用海域内における操業は次のとおりとする。

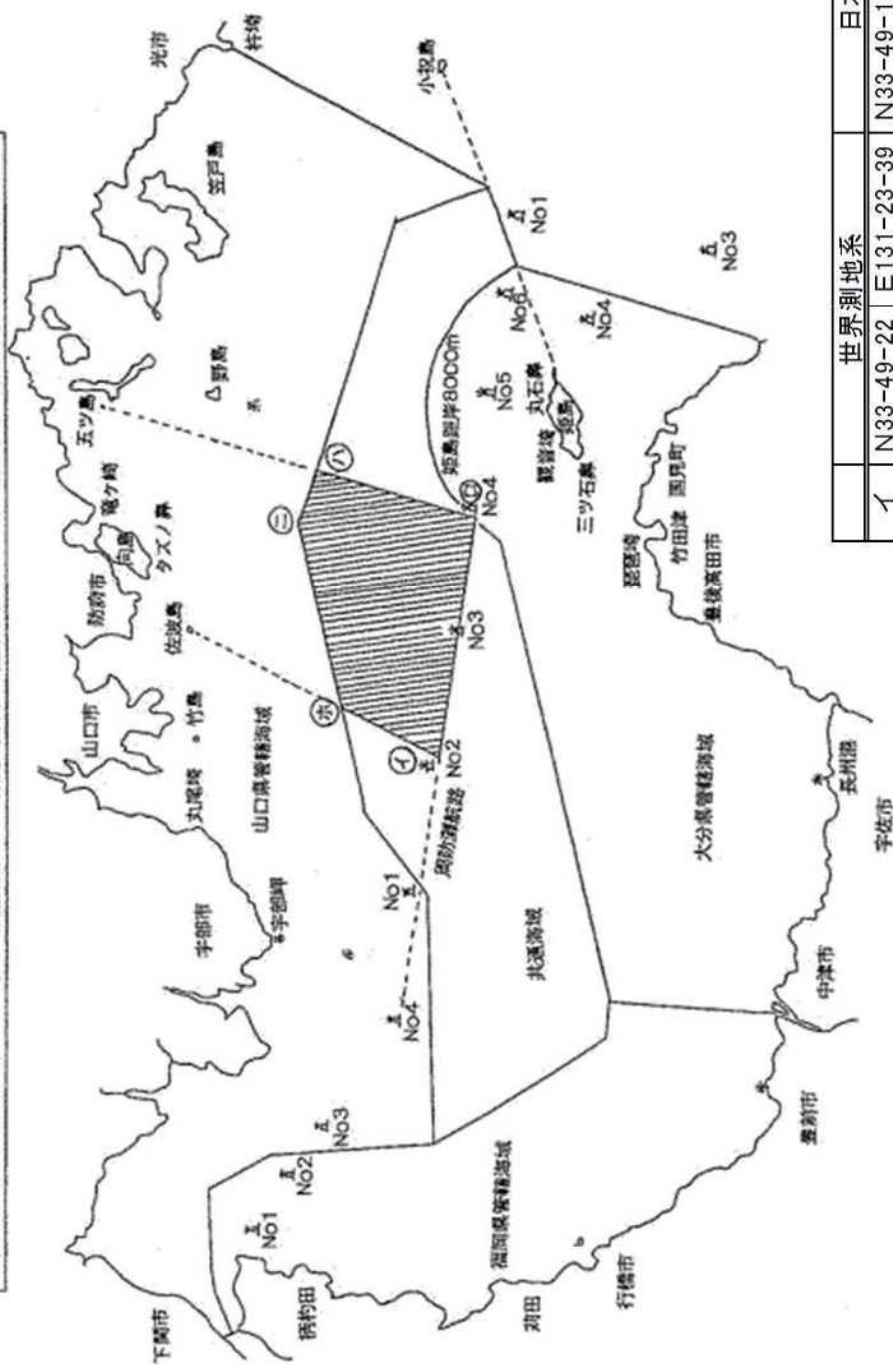
イ 小型機船底びき網手繰第三種漁業にあつては、毎日午前6時30分から午前11時30分までの間は操業してはならない。ただし、日曜日についてはこの限りでない。

ロ ふぐ延なわ漁業にあつては、毎日午前11時31分から午後7時00分までの間は操業してはならない。

3 指示の期間

令和6年11月 日から令和6年11月30日まで

周防灘共通海域における小型機船底びき網手繰第3種漁業とふぐ延縄漁業の操業調整海域参考図



	世界測地系		日本測地系	
イ	N33-49-22	E131-23-39	N33-49-10	E131-23-48
ロ	N33-47-18	E131-35-27	N33-47-06	E131-35-36
ハ	N33-53-22	E131-38-05	N33-53-10	E131-38-14
ニ	N33-54-06	E131-35-31	N33-53-54	E131-35-40
ホ	N33-52-54	E131-26-31	N33-52-42	E131-26-39

資 料 3

(22-17 豊前漁調委)
(令和6年7月25日)

確 認 書

(案)

確 認 書

山口県、愛媛県、福岡県、大分県及び関係海区漁業調整委員会は、伊予灘・周防灘におけるシリヤケイカ資源を共通の資源と認識し、それを永続的に利用するため、シリヤケイカを採捕する漁業種類の取り扱いについて、下記のとおり確認する。

記

1. シリヤケイカを採捕する漁業種類とは以下のものをいう。

- (1) いかこぎ漁業等・・・いかの採捕を目的とする小型機船底びき網手繰第2種
いかこぎ漁業、機船船びき網漁業及び瀬戸内海機船船
びき網漁業とする。
- (2) いかかご漁業・・・産卵のため沿岸域に来遊したいかをかごを用いて採捕
する漁業をいう。

2. いかこぎ漁業等の操業区域は、大分県国東市国東町黒津鼻と山口県熊毛郡上関町八島南端とを結ぶ線と山口県熊毛郡上関町祝島東端と大分県大分市関崎を結ぶ線及び最大高潮時海岸線でかこまれた区域（以下「いかこぎ区域」という。）とし、それ以外の区域では操業を禁止するものとする。

3. いかこぎ区域においては、毎年12月15日から翌年2月末日までの期間以外は、いかこぎ漁業等の操業を禁止するものとする。

ただし、大分県国東市安岐町と杵築市との最大高潮時海岸線における境界点から愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬を見通した線以南の区域については、11月1日から3月15日までの間の連続した106日間とし、大分県はその始期について水産庁と協議するものとする。

4. いかこぎ漁業等の操業時間は、午前6時から午後3時までとする。

5. 小型機船底びき網手繰第2種いかこぎ漁業に使用するビームは、長さ18メートル未満とする。

6. 2によりいかこぎ漁業等の操業を禁止した区域と、3によりいかこぎ区域において操業を禁止した期間においては、いかこぎ漁業等以外の小型機船底びき網漁業、機船船びき網漁業及び瀬戸内海機船船びき網漁業であっても、いかの過度の混獲を防止するため、従来の漁具を使用させるものとし、小型機船底びき網漁業（手繰第2種）については、従来の漁具であっても次の規制を行うものとする。

（1）袖網の袖口又は手木の部分の高さ（沈子網から浮子網までの高さをいう。）が、3メートル以上の網の使用禁止

（2）袋網の魚捕部分の目合が、10節より粗い網目の使用禁止

7. 関係県は、「いかかご漁業」を行っている漁業者に対して、資源増殖のためいかかご内の卵を海中に戻すことを励行するよう指導するものとする。

8. 関係県は、シリヤケイカが共通の資源であることを認識し、資源把握に努めるものとする。

9. この確認書は令和8年10月31日まで効力を有する。ただし、この確認書の有効期限の満了日の3ヶ月前までに、関係者の誰からも確認書の改廃について申し出がない場合は、この確認書はさらに2年間自動的に延長するものとする。

10. この確認書の有効期間の満了前までに、関係県はこの確認書の取り扱いについて協議するものとする。

11. この確認事項については、1に規定した漁業の取り扱いについてのみ適用し、他のいかなる漁業調整問題には、何ら影響を及ぼさないものとする。

12. この確認事項に疑義が生じた場合には、関係4県間で協議のうえ決定する。

令和6年10月31日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

会 長 森 友 信

福岡県豊前海区漁業調整委員会

会 長 江 口 猛

大分海区漁業調整委員会

会 長 小 野 眞 一

愛媛海区漁業調整委員会

会 長 佐々木 護

山口県農林水産部水産振興課長

宮 内 ○ ○

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長

秋 本 恒 基

大分県農林水産部審議監兼漁業管理課長

大 屋 ○ ○

愛媛県農林水産部水産局水産課長

梶 田 陽一郎

立 会 人

瀬戸内海漁業調整事務所長

金 子 守 男

資 料 4

(22-17 豊前漁調委)
(令和6年7月25日)

全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について

- ・今年度の九州ブロック会議は、福岡県で開催（令和6年10月29～30日予定）
- ・毎年、九州ブロック会議に議題を提案
- ・九州ブロック会議で承認後、全漁調連総会で採択されれば、国への要望に内容が盛り込まれる。

過去の提出議題（平成25年～令和5年）

年度	議題名	備考
H25	・我が国 EEZ 内における韓国はえ縄漁船の操業禁止について ・大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直しについて	・日韓漁業協定に基づく相互入漁。 ※日韓両国間の民間協定である EEZ 内での操業トラブル防止策（ホットライン）が実施 ・福岡県沿岸において沖合漁業は周年操業、福岡県沿岸漁業は休漁期間を設定。
H26 ～29 年	・我が国 EEZ 内における韓国はえ縄漁船と韓国はえ縄漁船の操業秩序維持について ・大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について	・H28年5月以降、相互入漁なし。 ・福岡県沿岸において沖合漁業は周年操業、福岡県沿岸漁業は休漁期間を設定。
H30 ～R4 年	・日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について ・大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について	
R5	・我が国 EEZ 内における韓国はえ縄漁船の操業禁止及び取締強化について ・大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について	

R5	・ 新たな資源管理措置について (追加)	・ 資源評価の精度向上 ・ 資源管理の実施に当たっては、慎重かつ丁寧に議論し、漁業者の理解と協力を得た上で、沿岸漁業の経営に十分配慮 ・ 遊漁者が資源管理に取り組む体制作り ・ 資源管理措置による減収に対する経営維持対策 ・ T A C 管理を導入した場合に関係者に理解を得ること。
----	--	---

「 要望事項とりまとめの留意点について 」

平成20年度以降の要望事項については、下記の点に留意のうえ、提案して頂きますようお願いします。

記

- 1 要望事項は、漁業調整や資源管理上の問題など、海区漁業調整委員会としての権限と機能に則したものであつて、全国海区漁業調整委員会連合会の要望として相応しいもの（原則として、漁業制度に関する問題、外国との漁業調整・資源管理に関する問題、大臣許可漁業との漁業調整・資源管理に関する問題、その他広域漁業調整委員会が処理すべき事項以外の漁場利用、漁業調整、資源管理、安全操業などに関する問題とする。）であること。
- 2 要望事項は、可能な限り具体的な提案であること。
- 3 要望事項の文案は、ポイントを絞って簡潔に表現されていること。
- 4 継続要望の文案は、情勢の変化を的確に反映した表現とすること。
- 5 要望事項の文案とは別に、要望に至った具体的な事例や背景などを記載した文書を作成し、添付すること

平成19年6月29日

全国海区漁業調整委員会連合会長

「平成18年12月開催の全漁調連会長・副会長会議で確認された具体的な整理方針」

- ① 要望事項は「漁業調整」や「漁業管理」に関連したものに絞り込む
→ 「有害生物対策」と「海岸ゴミ・流木処理」は取り扱わない。
- ② 有害生物の除去は、漁業調整委員会が取り扱う案件ではない。
(有害生物により漁場計画の執行に支障が生じるとの考え方には無理がある。)
- ③ 外国からの流木対策は、一義的に一般の船舶を含む航行管理の問題。海岸ゴミ等も航行管理や環境問題の性格が強い。

別紙様式 2

令和 6 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

我が国 EEZ 内における韓国はえ縄漁船の操業禁止及び取締強化について

新日韓漁業協定（平成 11 年 1 月発効）では相互入漁が原則となっていますが、我が国 EEZ 内で韓国漁船の違反操業やトラブルが多発していました。

これを受け、両国漁業関係者による民間協議の結果、平成 20 年に日韓両国間の民間協定である EEZ 内漁場での操業トラブル防止策（通称「ホットライン」）が実施されたことにより、大きなトラブルの発生は減少しました。

現在、韓国との相互入漁は停止している状況ですが、我が国が主漁場とする海域は、韓国の様々な漁業種にとっても好漁場のため、相互入漁が再開された場合、再びトラブルが増加する可能性が高く、我が国漁業者は韓国漁船に相当な注意を払いながら操業しなければなりません。

つきましては、我が国漁業者が安心して操業できるよう、次のとおり要望いたします。

- 1 我が国の EEZ 内における韓国漁船の操業を禁止すること。
- 2 取締り強化により我が国漁船の安全操業を確保すること。

別紙様式 2

令和 6 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁
期間の設定について

内容

本県では、沿岸漁業者の経営安定や資源保護を図るために魚礁設置等による漁場造成事業、水産資源の管理、種苗放流等による資源の維持増大及び経営の合理化等の取組を積極的に推進しております。これら施策の中で、重点的に漁場造成事業を実施している漁場は、本県の沿岸漁業者が優先して活用できる漁場であると考えております。

沖ノ島周辺の人工礁による漁場造成区域などは、本県の中核的な漁場がありますが、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業可能区域となっていることから、本県沿岸漁業者との間に競合やトラブルが多発しております。

さらに、本県の基幹漁業である中型まき網漁業や2そうごち網漁業は資源保護のため3～4ヶ月の禁漁期間を設定していますが、これら沿岸漁業と同じ魚種を対象とする大中型まき網漁業は周年操業となっており、沿岸漁業者から操業期間統一の強い要求があります。

上記のことから沿岸漁業の経営安定のため、現在設定されている大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定並びに違反防止対策について、次の事項を要望します。

- 1 本県沖ノ島周辺海域などでは大規模な漁場造成事業を実施し沿岸漁業の振興と資源の涵養を図っており、当該海域の大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域を拡大すること。
- 2 資源保護のため、大中型まき網漁業にも禁漁期間を設定すること。
- 3 従来からある操業禁止区域での違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとするともに、罰則の強化を図ること。

別紙様式 2

令和 6 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

新たな資源管理措置について

国において示された資源管理の推進のための新たなロードマップでは、最新の科学的データをもとに資源評価を行い、**ステップアップ方式により課題解決を図りながら、漁獲可能量による管理をすすめる**こととされております。

新たな資源管理に取り組む必要があることは、漁業者も県も理解しておりますが、本県が属する九州をはじめとする西日本では、釣りや網など多くの漁業種類があり、その多くが小規模な沿岸漁業であることから、十分な合意が得られず、管理体制が整わない中で、資源管理の取組みが始まり、極端な漁獲制限をされれば、経営がなりたたなくなるのではといった不安や管理の実効性が確保できないのではないかとといった声が良く聞かれます。

また、国の資源評価の結果と現場での感覚との間にずれがあるといった意見や遊漁者に対しても一様に管理に取り組ませるべきといった意見もございます。

つきましては、今後の資源管理の実施にあたっては、次の点に留意して行うよう要望いたします。

- 1 資源評価の精度向上を図ること。
- 2 資源管理の実施にあたっては、慎重かつ丁寧に議論し、漁業者の理解と協力を十分に得るとともに、沿岸漁業の経営に配慮して行うこと。
- 3 遊漁者に対しても資源管理に取り組む体制を作ること。
- 4 資源管理措置により、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営維持のための対策を講じること。
- 5 **ステップ 3 への移行までに**、TAC 管理を導入した場合の漁獲枠の配分方法、適切な管理期間、漁獲量の集計・管理方法などについて、具体的方針を示した上で、関係者の理解を得ること。